

# 平成15年第10回教育委員会記録

平成15年6月11日(水)

杉並区教育委員会



## 目 次

会議録署名委員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 報告事項

- (1) (仮称)杉並区子ども読書活動推進計画(素案)について・・・・・・・・・・ 3
- (2) 「年度別学校希望制度実施結果」の送付について・・・・・・・・・・ 8
- (3) 高井戸中学校学級増への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 心身障害学級・養護学校用図書選定について・・・・・・・・・・・・ 14
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・・・ 15

**委員長** ただいまから第10回教育委員会の定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内したとおり、報告案件が5件となっています。よろしくお願いいたします。

最初に日程第1、報告事項の聴取に入ります。初めに「(仮称)杉並区子ども読書活動推進計画(素案)について」を庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 「(仮称)杉並区子ども読書活動推進計画」の素案についてご報告をいたします。前回の教育委員会で、読書活動推進計画の策定スケジュール的なものをご報告をしました。これまで内部的に検討してきた、素案に至る前の部分の叩き台ということで、例えば図書館協議会の意見を聞くとか、学校の先生方の杉教研などの意見を聞くなどし、ようやく素案ということで今回まとめました。

これからの予定ですが、6月30日の教育報と7月11日の杉並区の広報の1面になると思うのですが、素案を出して意見を聞いて、改めて計画を作るというような段取りで進めていこうと考えています。

先般、文科省の読書活動推進計画についての策定状況の調査というのが、新聞報道もされました。いまの時点で都道府県レベルでは、平成15年度中に90%が策定された、あるいはするということです。しかし市区町村レベルでは、まだまだ4%の段階という報道がありました。多分平成15年度、これからいろいろな所で、この計画が作られていくだろうと思っています。

今回区で作る計画の概要ですが、この計画の性格としては、法律に基づいて策定をしていくということです。それで杉並区における読書活動の推進に関する施策の方向性、取り組みというものを、5年のスパンで示していこうというものです。

概要ということでA4判の表裏面の資料ですが、このうちの(5)に概要ということで、どういったことをこの中に盛り込んでいるかということが書かれています。この読書活動推進計画は、大きく分けて5つの構成となっています。家庭・地域での取り組み、学校での取り組み、関係機関の連携・協力による読書活動の推進、読書活動を推進するための施設・設備の充実、啓発・広報といった5点で主にできています。

(5)にあるように、主な取り組みということで、例えば「ブックスタート」など、これまで取り組んでいたものをさらに進めていくという考え方です。今回は素案で出しているもので、実は区長部局のほうとすり合わせをしなければいけない部分がまだまだ残っています。例えば概要版の1ページに、(仮称)「すぎなみ文学賞」の創設等による著作・創作活動の支援という項目があります。これらについては、まだ区長部局のほうと十分なすり合わせをしていないという状況

もあります。あくまでも今回の素案でいろいろな意見を聞いた上で、区長部局のほうとすり合わせをしなければいけないところについては、進めていきたいと思っています。

それから、関係機関の連携ということで取り組んでいます。学校の部分でいくと、主な取り組みということでいくつか出しています。これまでも杉並の活動の中で、杉教研が中心になってやっている活動で、「書評座談会」という素晴らしい活動があるわけですが、こういった活動も、きちんと計画の中に乗せていくということで、さらにもう一步進めていきたいということもあります。

それから、各学校の取り組みということで、「ブックトーク」や「朝の10分間読書」といったものを各学校で進めていく。このような読書活動の推進ということもこの中に載っています。

「関係機関の連携・協力による読書活動の推進」というところでは、これからの動きの中で大学図書館との連携を、もっと進めていく必要があるのではないかということなどを、この中に入れています。現実には大学のほうからも、区の図書館との連携ということも提起されているので、今後それらを詰めていくような形で、もっと広がりを持ったものにしていきたいということで、連携という問題もこの中で出しています。

そのほか、広報等で、例えば「杉並区子ども読書月間」の設定をしていこうということや、顕彰制度の実施といったものなども進めていこうということです。併せて、今回この読書活動推進計画が出来上がった際には、この進捗状況等についても見ていくということで、読書活動推進委員会というものも、区民公募などをしながらつくって、進めていくといった事柄を盛り込んでいきます。

今回お手元に（仮称）杉並区こども読書活動推進計画（素案）とあります。いまはまだ策定中ですが、いくつかのデータ集も最終的には計画としていきたいと思っています。例えばデータとしては、これも国のほうのデータ等いろいろありますが、全国の小・中学校の児童・生徒の平均読書冊数と杉並との関係、それから、これは実際に済美教育研究所で行った公立の小・中学校の児童・生徒に対する意識調査、学校の図書室の利用状況、地域図書館の利用状況、1日に読書をする時間といったいくつかのデータなども盛り込んでやっていきたいと思っています。データについてはいま調整中ですので、出来上がったら委員の皆様にお配りしたいと思っています。以上です。

**委員長** これは庶務課と中央図書館で協議されて、今日の資料を用意されたということですが、どこがどういうふうにと、メンバー表がないから少しお聞きします。

**庶務課長** 資料に付けていませんでしたが、この推進計画を作っていく際のメンバーということで、庶務課と中央図書館が事務局になって、校長が2人、教職員が2人、指導主事、社教主事などが

集まって、この計画の素案作りをしてきたものです。

**委員長** ただいまの説明にご意見、ご質問があればどうぞ。

**大蔵委員** 2つ質問があります。1つは、この表裏の紙と素案というのがありますが、わりあい素案のほうに書いてありますが、第1章「家庭・地域」のところの、仮称のすぎなみ文学賞はまだ区長部局とのすり合わせもあり、まだ決まっていないということでしたが、例えばこれは児童文学に限るとかそういう文学賞ですか。

**庶務課長** 例えば、先ほど区長部局とのすり合わせという話を申し上げたのは、文化交流課と仮に一緒になってやっていくとすると、多分そこだけではなくて、もう少し広くなってもいいのかということもあります。まだ具体的に、対象範囲をどこまでにするとかはこの中では謳っていませんが、これからの区長部局との話の中で、より鮮明にしていかななくてはならないと思っています。

**大蔵委員** どのような読書でも、教育と関係があるので無関心ではありませんが、教育委員会がある程度噛んでいくということであれば、ある程度絞ったものがあるのでしょうか。だから、すぎなみ文学賞というのを設定した中に部門があって、いくつかの中に例えば「児童文学部門」というようなものがあるほうがいいのではないかと思います。これは私の意見です。

もう1つは、裏側の2番目の大学図書館との連携で、これは素案の中に少し書いてあります。ここに書いてあるのは、区内の大学図書館との連携を進め、中高生や教職員など、区在住、在学、在勤者への図書館の開放や、区関係機関への学生ボランティアの派遣など、区と大学との協力体制を構築していくということですから、これは例えば東京女子大学とか、そういう所の図書館を他の人に開いてもらいたいということが1つですか。

**庶務課長** そのとおりです。

**大蔵委員** それから、例えば貸出についても、一定の手続きをしたら大学の図書館の本も普通の図書館に取り寄せていただいて借りられるということですか。

**庶務課長** はい。

**大蔵委員** 大学側の協力はわかりました。しかし区側は大学にどういう提供をするのですか。一方的に向こうの協力をいただくばかりで、こちらは何も見返りを提供しないのですか。

**教育長** 区の図書館は基本的にはオープンですから、大学側はいつでもご利用いただけます。

**大蔵委員** それはもう向こうから新しくサービスをもらわなくてもできることですね。

**教育長** そういうことですね。

**大蔵委員** だから向こうにサービスをしていただくについては、こちら側ではどういうことをするのでですか。

**教育長** 例えば大学が団体貸出を求めた場合などは対応できると思いますが、図書館長、いかがで

すか。

**中央図書館長** そういうことも可能です。以前の「これからの図書館の在り方検討会」でもこういったところに少し触れているのですが、これからは大学図書館、私立の図書館の別なく、関係機関の連携を強めていく。具体的にどういう連携が必要かは今後の問題になりますが、そういった視点は私どもも考えています。

**教育長** いまの大学図書館の話なのですが、私も高千穂大学の学長と話したのですが、開放したいということでした。ただ開放にはいろいろと問題点もあるので、簡単にはいかないということ言われたので、今後少し時間をくださいと言われていました。

**大蔵委員** 私もその大学にいましたからよくわかりますが、建て前はオープンにしてもいいと言うのですが、実際にはなかなかできないです。本を借りるのも、日比谷図書館などから区の図書館に取り寄せていただくことはできますが、大学が外に貸出をするかということそれはしないでしょね。この連携の問題は謳っていますが、実際には難しいのではないかと思います。

できることの1つとしては、司書までいかななくても司書の下くらいの、いまはいろいろな所で司書を養成していきまして、図書館にも貼ってあります。そういうもので1カ月くらいで司書の資格を取れたりしますが、そこまでいかななくても、このセンターやいろいろなことのできる、高校生くらいがそこへ行って覚えてきて、大学の図書館でいろいろな整理の仕方を覚えてきてやるというのがいいのではないかと思います。

大学は一般の図書館のように、同じ本をたくさん買うことはしません。だから外に貸出すのをとても嫌がります。

**委員長** 閲覧をやっている所はかなりありますよね。

**大蔵委員** 閲覧はできるでしょうね、でも貸出はしないと思います。

**委員長** 連携の内容をどうするかと。

**大蔵委員** もう1つは、これは図書館の配置やいろいろなことと関係しますが、一般書みたいなのや新聞などをできるだけ区の図書館でサービスをして、専門書のほうをできるだけ大学で買っていただくという仕分けをすると、同じ図書館に両方の人が集まることができると思います。

それから、大学でもいちばん大変なのは、時間を長く開くのに職員が要るのです。この人件費がなかなか難しいのです。しかし区の図書館はわりあい遅くまで開いていますから、そういうもののやりくりが付くと、うまくいくと思います。

**教育長** いま大蔵委員の発言でヒントを得たのですが、仮に貸出がかなり困難であっても、大学の図書館は小・中学生に開放してくれれば、小・中学生がその大学の門をくぐることは可能になるわけです。例えば調べる学習コンクールなどの調査に実際に大学に行く。そのことの意義、効果

というのは子どもたちにいろいろあるのではないかと思います。それを密かに期待をしているのですが。

**大蔵委員** そのためには、一般図書がある程度そこに置いたほうがみんなが行きやすいと思います。その分は大学が買うと大変ですから、それは区のほうで面倒を見ましょうというようなことがあります。

**教育長** 今後その辺はよく協議して、前向きにいきましょう。感触的には大学側もいいのですが、大蔵委員が言うように、貸出はかなり微妙な部分があると思います。

**教育長** 先ほど大蔵委員が（仮称）「すぎなみ文学賞」についておっしゃっていましたが、子ども部門という言い方もありますが、メールなどを読むと、杉並区は井伏鱒二がいた、太宰治がいた、阿佐ヶ谷文士村があったではないかということで、なぜ文学賞のようなものを世田谷区ではやっているのに杉並でやらないのだと。松本清張や有吉佐和子もいるじゃないか、そういう諸々があって、大人の分野の希望もニーズはあることはあるのです。

**大蔵委員** それも例えば杉並区に関係のある文学ということにしないと、一般の文学賞とはとても対抗できるものではないと思います。それから、それで応募してこられると審査がとても大変です。だから、わりあい限定をしたほうが審査をしやすいと思います。杉並区に何らかの形で関係があるものということにすればかなり絞られてきます。

**教育長** これも研究しましょう。

**委員長** これは初めてですか。

**庶務課長** そうです。

**教育長** 初めての計画です。今日初公開です。

**委員長** そうすると現状があって、問題点や課題があって、それで計画にくるのですが、その辺のステップは整理されてあるのですか。現状のいろいろなことについてです。

**庶務課長** 計画するときそのような手法もあると思うのですが、実際にこれをつくったときに、議論はそういうやり方をしてみました。現状はどうかということで、現状はこうだというのは、こうして冊子にするよりもっと軟らかい形で読んでもらえる性格のものがいいというのは考えていまして、それで第1部というところで「本との出会い」ということで、生徒のコメントというのでしょうか、そういう書き方をしたこと。

3ページで、「0歳から18歳までの全ての子ども達に贈ります」という形で、読書活動推進計画と、なぜこういうものを作ったかというような意味合いも含めて、子どもたちへのメッセージ的な中身で作ってきていて、作り方は通常のものとは違うのかと思います。その後現状ということで、「杉並区の現状」を書きまして、それで少し高いのですが、「計画の性格」「計画期間」「計画



の目標」というのを作って、それぞれの具体的な取り組み、そのような構成になっています。

**委員長** よくわかりました。今日はないのですが、今度資料編のときにやはり現状把握が大事だと思いますから、他区との関係、国との関係、国際的に見てどうだとか、その辺はいろいろなことが絶えず討議される時代だから、裏付けがないと弱いと思います。併せて資料を出されたらいいと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

次に移ります。2番目の「年度別学校希望制度実施結果」の送付について。3番目で、高井戸中学校学級増への対応についてを学務課長からご説明をお願いいたします。

**学務課長** まず年度別学校希望制度の平成15年度入学者の実施結果です。お手元に配付されているA4判の資料どおりです。ご覧いただければわかりますが、数字だけが並んでいるので若干コメントをさせていただきます。

まず受入枠のオーバー校及び抽選をした学校については、小学校については2校、中学校については3校です。抽選校については小学校が浜田山、中学校が高井戸の2校です。

こういった形で希望制を採りましたが、その後実際に4月に入学されなかった方の数ですが、全体として希望を出された方から、小学校では137名、中学校では199名の方が辞退等で、実際は入学されておりません。その主な理由ですが、国立私立に合格したのでそちらに入学をするという方がいちばん多くて、そのほか住居の移動に伴って区外に転出した、あるいは転居した等のものが主な理由ということです。

また、3点目に入学希望申請者が実際に入学されたお子さんたちの中で、どの程度の割合を占めるかということで、3割以上を超えている学校が杉一小、桃二小、和泉小、中学校では高南中、神明中ということです。希望の多かった浜田山小、高井戸中は受入枠をかなりオーバーしているので、実際の入学比として占める割合としては低いのが実態です。学校希望制度の実施結果については以上です。

続いて、高井戸中学校の学級増への対応についてです。すでにご案内のように、高井戸中学校の学級増に伴う教室不足への対応ということでは、昨年度に区のほうで対応方針を決めました。具体的には高井戸図書館を移転する教室不足の解消策を計画して、その後に地域住民や関係団体への説明会等を行ってきました。しかし、そういった説明会を通して、あるいはその他のルートを通して、この区の対応方針に対するさまざまな意見が区民から寄せられました。

その後実際、高井戸中学校へ入学される生徒数、学級数が当初の予想より減少しました。そういった状況の変化を踏まえて、より適切な対応を行うため、現在PTAなどの学校関係者と協議をしているところです。

また、この協議の中で出された意見や、生徒数、学級数の今後の推移等を踏まえた上で、以下

のとおりで対応をするということです。

現状ですが、高井戸中学校では平成 12 年度に改築をした後、特別教室の普通学級への転用、プレハブ建設の仮設校舎などによって、現在では 17 学級の規模に対応可能な施設状況となっています。それに対して平成 15 年 4 月現在の学級数は、新 1 年生が 4 学級に留まって、全体で 14 学級ということで、当初 205 名、16 学級を予想していたわけですが、それをかなり下回ったという現実があります。

その結果、仮に現在の 1 年生の生徒が転入学、あるいは指定校変更で増大して 5 学級となり、また平成 16 年度、17 年度の新 1 年生が 6 学級となったとしても、平成 17 年度までは全体で 17 学級に留まるということが確実視されています。したがって、平成 17 年度は最大の学級数を想定しても、現在の施設規模で対応できる見通しが立っているところです。このような状況を踏まえての今後の対応方針ですが、高井戸図書館を移転する計画を中止して、現在の学校施設規模の中で対応をするということです。

2 点目は、平成 17 年度まではいまの施設規模で十分に対応できるということですが、その後については現在の予測でも 18 学級になる可能性は見込んでいるので、それ以降の対応については学区を見直して、学校規模の適正化を図るといった形で対応をしていきたいと考えています。

以上の教育委員会の方針について、財政の権限が区長部局にあるので、今後区長部局とすり合わせ、協議をしながら、いまご報告した対応方針で進めたいと考えています。以上です。

**委員長** では、最初の方の「年度別学校希望制度実施結果」の送付についてということで、何かありましたらお願いいたします。

**大蔵委員** 平成 15 年度新入学の希望申請数が 10 月 15 日現在で出ています。実際に 4 月 7 日の入学者数のところに希望申請というのがまた出ているわけです。これは抽選をした結果ですか。例えば浜田山小で 10 月 15 日現在 66 人の申請があって、4 月 7 日の希望申請 25 人というこの差は何ですか。

**学務課長** 浜田山小を例に挙げると、浜田山小では抽選をして、受入枠を 30 名にしていますが当選者は 32 名でした。その 32 名の中からさらに減って、実際に希望申請で入学された方が 25 名ということですので、希望申請で入学されることになっていた方々が 7 名減ったということです。

この数字の見方ですが、表現が適切かわかりませんが、希望申請の枠で入られた方、指定校変更で入られた方という形でお読みいただきたいと思います。

**大蔵委員** そうすると、希望申請で 25 人、指定校変更で 24 人、49 人が外から入ってきたということですか。

**学務課長** そのとおりです。

**大蔵委員** その指定校変更になった方の中には、本来 10 月 15 日に希望申請をしておいて、その後手続きをして指定校変更には振り替えたというのもあるんですね。

**学務課長** ございます。

**安本委員** 桃井第四小学校が区域外 17 名で突出して多いのですが、これは隣の区の児童が入っているのでしょうか。

**学務課長** 内訳についてはいま手元に資料がないのですが、区域外ですから、場所からいって桃四小だと練馬区の方が相当多いのではないかと考えます。

**安本委員** 区域外というのは杉並区も入っているということですね。

**宮坂委員** 杉並区以外ということですか。

**安本委員** ブロック外のことを区域外と言っているのではないのですか。

**学務課長** いいえ。学区域の外は指定校変更という形ですから、区域外というのは杉並区以外、練馬区や中野区など、他区からの就学者です。

**大蔵委員** 区外と書いたほうがわかりやすいですね。区域というのは学区域がありますからね。

**安本委員** そうですね。

**事務局次長** 紛らわしいですね。

**学務課長** おっしゃるとおりです。

**安本委員** では、17 名全部が区外ということですか。

**学務課長** そうです。

**教育長** 高島校長に聞きましたが、桃井第四小は練馬区から大変な人気だそうです。

**学務課長** いまの名称ですが、法令などの中で「区域外」というのを使っているのもそのまま使ってしまったのですが、区民の方にできるだけわかりやすい表現という観点からいくと「区外」と言ったほうがいいのかと考えていますので、工夫したいと思います。

**委員長** 隣の区と隣接していない学校でも、区域外のところに数字が出てくるのですが、いいのですね。

**学務課長** それはケースとしてあります。

**委員長** あるわけですね。はい、わかりました。ほかにはよろしゅうございますか。

次に、3 番目の高井戸中学校の学級増への対応についてのご質問、ご意見をお願いします。

**大蔵委員** これは実際に応募の状況を見たり、いまの学区域外からの応募を見ていろいろ変わるの  
で、適切な見通しはなかなか難しかったと思いますが、これはかなり重大な方針の変更ですよ  
ね。いままでとてもやらなければ駄目だといって、いろいろな意見の中で押し切ってやろうと  
していたわけですから、これからすると図書館もそのまま置くのですね。

**学務課長** そのとおりです。

**大蔵委員** それはかなりの変更だと思うのです。どうしてそんなに見通しが違ったのですか。

**学務課長** 昨年度に今年度の見込みを出したときは、国立私立や、集合住宅の出現率などを前からの傾向で追っていたのですが、実際に入ってきた者を見ると、例えば平成 15 年度に高井戸中の学区で 62 名の方が国立私立に行かれると予想していましたが、76 名ということで 14 名国立私立に行かれる方が増えたということがあります。

また、集合住宅についても実際に入られた方は 1 名という形で、指定校変更も従来からの流れというか、平成 14 年度が学校希望制のスタートの年でもあって、指定校変更についてもかなり高かったのですが、それも 10 名ほど減っているという形です。当初はそういった形で見込んだものが、実際は保護者の方の意思とか、そういった流れの中で減って 155 名になったというのが実態です。

**大蔵委員** 教育委員が直接調査をするわけではないので、事務局からの話を十分に聞いて、なるほどそうかと思っていたわけです。いろいろな要望書や陳情書を見ると、それが全部の人の意見ではありません。全域の調査ではありません。しかしそういうのが出てくる限りでは、非常に不満があったり反対があった。その中で、しかしやりましょうということできたわけです。それが変わるわけです。

いまここに出ているように、学区そのものの見直しをしようというのはいいのだと思います。昔は学区というものが生活圈と一緒にあって、1つの学区でみんなその学校へ行くということでしたが、いまは隣接の学区を選択して行けるようになる。ひよっとするとさらに区民の希望が大きければもっと広げるかもわかりません。そういう時代ですから、私は学区そのものを見直して、学校の適正配置をしようというほうが本則ですから、そちらをやることには私は賛成です。しかしこれもまた大変な作業です。それから、やはりそれぞれの方の意見があって、反対も相当にあるだろうと思います。

だからそれからすると、そちらのほうでやるのはいいのですが、例えば今年国立に 14 人余計に行ったので減った、来年もそう増える見込みがないというのは、私が小耳に挟んだところによると、高井戸中には今年の特別の事情があるのではないかという話もあるのです。そうだとすると、来年そんなに減るかどうかは、わからないということもあるのではないですか。

**学務課長** 私どもはその辺は十分見越していて、先ほど言ったように現在の 1 年生が 4 学級、155 名です。155 名が 160 名を超えると 1 学級増えるので、あと 6 名増えると 1 学級増えることになりま。仮にそのように 5 学級になって、平成 16 年度、平成 17 年度の新 1 年生の見込みも高めで読んでいますが、仮にそれが 6 学級になったとしても、平成 17 年度までは現在の 17 学級で対応で

きる見通しを持っているということです。

ただ平成18年度以降については、いろいろな集合住宅について、我々が掴んでいない集合住宅の建設といった可能性もあるので、それについては学区域の見直し、適正規模を確保するという基本的な方針で進めていきたいと思っています。

確かにいろいろな意見がありますから、地域の方の合意というのはなかなか難しい問題もあるかと思えます。私どもの考えとしては、最も望ましいと考えているので、それを誠意をもって説明する中で合意形成を図っていきたいと考えています。

**大藏委員** 学校選択制度でよそから来る人は、最終的に断ることができるかもしれませんが、そこに住宅が出来て住んでいる人については断れないわけですから、適正規模で住宅が出来た場合にも配置できるように、大きいほうの検討をぜひ早めていただきたいと思います。

**事務局次長** 大藏委員がいまおっしゃったとおり、この計画変更というのは重大な変更なのです。これはいま説明があったように、今年度4学級になったのは非常に大きな要素でした。というのは、いずれ高井戸中については、いつかの時点でそのキャパを超えることが明らかで、それが今年度2学級減ったことによって、2年間先送りできたというのが非常に大きいわけです。

当然、昨年度から学区域の見直しを視野に入れて準備をしてきたのです。したがって、この2年間延びたというのは、それが間に合うことになったので、その点が非常に大きな要素で、そのことによって計画を変更して、現状のままで何とか凌げるのではないかということで、今回、教育委員会としては、区長部局にいまの実施計画の変更の要請をしていくことにしたいということです。

**宮坂委員** 確認ですが、結局元に戻したということですね。その理由としては見通しを間違えたと解釈して、外部からの要請、要望など、特にそういった要素はないということですね。

**事務局次長** いま私の言ったとおりで、基本的にお金もかかるし、授業に影響のある増築に関しては、やらなくて済むのであればやらないのがいちばんいいわけです。そういう点では、実際にしなくても済むということは、当初の予定ではなくて可能になったということです。

**大藏委員** 学校の配置替えをするにはいろいろな考えがあるでしょうが、例えば高井戸中学校の増しの問題も、あそこを潰して向こう側に延ばすとか、いろいろな話があったわけですが、それも非常にいびつで具合が悪いという話もありました。それからすると、新しい住宅がいくつか団地のようなものが予想される。そういうことを考えると、高井戸中学校そのものの場所をあそこそのままにするのか、動かすかということも当然中に含まれなければいけません。だから、それを考えてどこに置くのがいちばんいいかということも検討されるのでしょうか。

**事務局次長** 今回の学区域の見直しの検討は、当然、高井戸中だけの問題ではなくて全体的な問題

で、これからいろいろな学校が建替えの時期にきていて、そのときにいま一方で検討している適正規模があって、どういった規模の学校をどういう形でつくっていくかというのは、全体計画を作りながらやっていくということです。ただ、高井戸中についてはまだ新しいので、あそこを違う所に持っていくというのはなかなか考えにくいと思います。

**大蔵委員** そうすると逆に今度は、あそこの学区がわりあい狭くなって、その区域内の人は必ず収容できるというような配置をするということですよ。

**事務局次長** そのとおりです。

**委員長** 今後の対応方針のところ、「図書館を移転する計画を中止し」と書いてありますが、言い切っているのですか。

**事務局次長** 教育委員会としては、そういったことで区長部局にいまの計画の変更をこれから要請していくということです。

**委員長** 停止とか、そういう言葉でなくてもいいのですか。長期的ではなくて数年の間のスパンだけで考えているわけですよ。

**事務局次長** いまの実施計画に載っているの、実施計画では先延ばしという形ではなくて、また将来の計画にあるかどうかは別の問題です。

**委員長** そういうことですか。

**大蔵委員** 強いて言うならば、このような大きな変更なのにこれは報告であって、教育委員会として決議など何もしなくて、事務局から出されたものを「承りました」と言って済むのかという疑念が私には若干あるのです。いままでかなりの期間、やると言ってきたわけですから。そういう疑問を持っています。

ただ、いままでのいろいろなしきたりからすると、こういうことについては事務局から出てきて、予算を伴うものというのは区長部局とのすり合わせが非常に大きいですから、そういうことで決まってきたことは、私は十分知っておりますが、こんな大きいことが教育委員会として、委員が決断をしなくて変更ができるのかということに、私は若干の疑念を持っています。

**事務局次長** いまこれは報告という言い方をしていますが、そういう意味でいうと、教育委員会としてこれを決定して区長部局に要請するという形式になります。そういう形式を取っているつもりではいるのです。これは決定したことを報告しているわけではなくて、最後に口頭で言いましたが、教育委員会としてこれを区長部局のほうに、こういった方針を要請するという形を取ることです。

**大蔵委員** その要請をするのですが、それを教育委員会として決議をしないで要請することについて、これは非常に大きな問題として討議してきたことですから。他のことでしたらそれはいい

と思います。日常業務上そのほうがスムーズだし早い方がいいのです。しかし、これについてはいろいろな問題があったのに押し切ってやると言っていて、私どももそのような説明を受けてきたので、それをスッと変更するのに、こういう報告という事務手続でいいのかということについて私は疑問を持っているということです。他の委員がそれでいいということでしたら、それで結構です。私もこれは絶対にいけないと言っているわけではありません。どちらかという現状のままのほうがいろいろな所で、いろいろな方の意見を聞くとスムーズにいきそうですから、そのほうがいいかもしれません。

しかし逆に言えば、ある一定の反対があっても、もっと大きなところから見て多数のために、最大多数の最大幸福を目指して押し切っていくということもあり得るわけですから、いろいろな立場があるので、それからすると少し安直ではないかと思います。

しかし、あくまでも全体を、適正規模や適正配置などをやるほうが、小さい学区でやるというのは明治以来 100 年くらいやってきたわけですから、それをいま見直そうという時期になっているので、それをやることには私は賛成で、そちらから決めていくのはもちろん賛成です。

**委員長** 他にはよろしいですか。いま大蔵委員がおっしゃったように、問題の重要さというのは相当あるので、特に地域の方々にも随分と議論を巻き起こした問題であるし、ただ教育委員会だけで結論を出せる問題ではなくて、冒頭の 2、3 行に書いてあるような区長部局との絡みでいろいろな問題が生じてきたわけで、これも 1 つのプロセスとして受け止めるという考え方もあると思います。ですから、一応方向性として今日はこういうことを承って、再度こういう議論というものはあるのかもしれませんが。よろしゅうございますか。

次に 4 番目、心身障害学級・養護学校用図書選定について、指導室長が欠席なので、庶務課長からお願いします。

**庶務課長** 資料は「済美養護学校及び心身障害学級で使用する教科用図書の採択の流れ」となっていますが、これについては毎年採択をすることになっています。平成 15 年度の採択の流れを記載しています。

すでに事務的に進めてきていて、例えば検討委員会への諮問、検討委員会のメンバーの選定といったものなどを進めてきています。この流れのとおりに進めていきたいと思っていますが、これも昨年度 7 月末くらいの教育委員会で、いわゆる 107 条本の図書の採択をやったかと思いますが、それと同じような流れで平成 15 年度についても進めていくという考え方です。

教科用図書検討委員会のメンバーということで、これは要綱の中に入っていて、9 名で構成することになっています。済美養護学校長、教員も含めて全体を 9 名で構成して、検討していくということです。

7月中旬くらいまでにはある程度検討していただいて、教育委員会に対して答申をいただきます。それを基にして7月下旬の教育委員会では107条本の採択を行いたいと思います。そういった流れで今年も進めていきたいと考えています。

お手元に検討委員会の委員名簿があるかと思いますが、この名簿については情報公開の観点でいくと、採択後は公開ということですが、採択までは要綱上、非公開の扱いになっていて、そのようにさせていただきたいと思っています。以上です。

**委員長** ではご質問等がありましたらお願いいたします。

特にご意見がないようですが、よろしゅうございますか。

では最後に5番目、杉並区教育委員会共催・後援名義の使用承認一覧ということで、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 杉並区教育委員会共催・後援名義の使用承認一覧についてご報告いたします。お手元の資料に最初の表が出ていますが、5月分として申請は31件です。定例が29件、新規が2件です。共催・後援の内訳で言うと、共催が11件、後援が20件でした。

新規についてご説明いたします。次のページです。No.1、新規の後援です。シネマ・クラフトが行う日中友好映画「徐福さん」の上映会。これはセシオン杉並で行うものです。これについての後援です。この目的については、徐福さんというのが「徐福さん伝説」ということで、中国の始皇帝の時代に日本に遣わされた方の伝記を基に、日本と中国の中学生が友好を深めていくというような内容の映画です。

No.2が新規の後援、汝の花生活学校が行う「小菊と浜菊鉢植え教室」ということです。高井戸第二小学校ほか2会場、区内の小学校の校庭を利用して花をつかってそれを育てるということです。そして地域の方にそれを贈って交流を深めるという目的の下に行う事業です。7月5日と7月12日の2回を予定しているということです。以上が共催・後援名義の報告です。

**委員長** ご質問等があればお願いします。

**教育長** この中の1つのホタル祭りにこの前行ってきました。久我山は大変な人出とたくさんのホタルで素晴らしい夜を過ごしました。今年はお蔭さまで10校の子どもたちがそれぞれの学校でホタルを養殖して、成虫にして、玉川上水に放すということで、約1,000匹を超えるようです。その中にはどうも養殖以外の伊豆の山のほうから運んだホタルもいるやに聞いているので、純粹玉川上水産というわけではないのですが、区立の周辺の学校産のホタルが元気よくたくさん飛び交ったことを報告させていただきます。子どもたちもいい勉強になったようです。

**委員長** よろしゅうございますか。

以上で報告事項の調整はすべて終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。



本日の委員会を終了いたします。